

議題1 第2次宝塚市教育振興基本計画（案）について

1 計画策定の進捗について

- ①平成23～32（令和2）年度を計画期間とした宝塚市教育振興基本計画（以下「第1次計画」という。）に続く計画として、令和元年度より策定作業を行っている。策定時期は、第6次宝塚市総合計画策定後の夏ごろを予定している。
- ②第2次計画の計画期間は令和3～12年度の10年間とし、令和3年度当初に遡及して効力を発するものとする。
- ③第1次計画の策定時と同様に、審議会への諮問・答申という形ではなく、教育長及び教育委員が自ら、内容について検討を行っている。また、今後、知識経験者からも意見をいただく予定としており、宝塚市総合教育会議検証委員の春日井先生にもご協力いただこととなっている。

2 計画（案）の内容について

- ①「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切にする人づくり」という基本目標を引き続き掲げ、大枠の体系も第1次計画を踏襲しながら、今後10年間を見据えた内容に見直しを行っている。また、第1次計画（後期計画）において設定した5つの重点施策についても一部を見直した上で、新たに3つの施策を加えた8施策を第2次計画の重点施策として設定している。

【重点施策】

- 1 幼児期の教育・保育の質を高めます（現行計画から文言変更）
- 2 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います（新規）
- 3 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します（施策の変更）
- 4 子どもの健やかなかからだづくりを応援します（施策名称の変更）
- 5 子どもたちの人権意識を高めます（新規）
- 6 I C T環境を活用した教育を展開します（新規）
- 7 読書活動を推進します（現行のまま）
- 8 学校・地域・家庭の連携を強めます（現行のまま）

②近年、学校現場で発生している事故や事案を踏まえ、昨年10月に策定した「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」に定める5つの柱について、計画における各施策との関係を明らかにするとともに、いじめや教員によるハラスメントの再発を防ぎ、子どもたちを徹底的に大切にするという決意について、新たに章立て（第5章）を行った。

3 策定までのスケジュールについて（予定）

令和3年2～3月 知識経験者からの意見聴取

4～5月 パブリック・コメント実施

5～6月 パブリック・コメント意見集約及び公表

6月 パブリック・コメント意見反映について検討

7～8月 教育委員会の会議において第2次宝塚市教育振興基本計画策定



いじめ問題等の再発防止に向けて

現代の学校教育において、大きな問題の一つとなっているのが「いじめ問題」です。

過去に発生した重大事案から、平成25（2013）年には「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）が成立し、本市でも平成26（2014）年に「宝塚市いじめ防止に関する条例」（平成26年条例第40号）を制定するなど、社会全体としていじめの防止や早期発見など、その解決に向けた取組を進めてきました。

そうした中、平成28（2016）年12月、本市において一人の市立中学校生徒が、学校でのいじめを理由として自らの命を絶ちました。

また、本市ではいじめ問題のみならず、教師による体罰やハラスメントにより、子どもたちの権利や心身が侵害され、傷つけられるという事案も発生してしまいました。

このような状態を非常事態としてとらえ、私たち教育委員会・学校は、「子どもたちを守り、育てる」という、教育の最も根本的で大切な部分を改めて確認したうえで、これまでの取組を見直し、一から考えることで、再発を防ぎ、宝塚の子ども一人ひとりを徹底的に大切にすることを決意しました。

令和2（2020）年10月に宝塚市教育委員会が策定した『宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針』では、次の5つの柱を軸として、いじめ問題の再発に向けた取組を進めることとしました。

- 1 子どものSOSに気づく力を高めます
- 2 子どもの主体性を育てます
- 3 部活動を改革します
- 4 チーム学校で取り組みます
- 5 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します

第2次宝塚市教育振興基本計画では、この5つの柱と各施策の関係を明確にするとともに、8つの重点施策（本書アページ記載）と合わせて毎年の事務執行等評価の中で点検・評価することで、これらの取組が適切に進められているか、また、その取組が時宜に応じたものとなっているかの確認を行い、必要に応じて修正や変更を行うこととしています。